

福島県医療審議会委員の公募要領

1 目的

福島県医療審議会における委員の選任に関して、委員の一部を公募することにより、広く県民の声を県行政に反映し、本県医療行政の向上に資することを目的とする。

2 公募定員

公募定員は2名とする。

3 応募資格

次のすべての要件に該当する者とする。

- (1) 県内に在住する満18歳以上（令和7年4月1日現在）である者
- (2) 医療を受ける立場にあり、医療提供体制の確保など医療行政に関心がある者
- (3) 年2回程度平日に開催される本審議会及び年2～5回程度平日に開催される部会に出席できる者

ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する者は除くものとする。

- ア 国、地方公共団体の議員及び公務員
イ 現在、医療機関に従事する者及びその家族
(「医療機関に従事する者」とは、病院、診療所等の医療機関で医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の職に従事している者及び医療法人等の役員をいう。)

4 応募方法

次の書類を下記応募先まで持参または郵送するものとする。（郵送の場合は封筒余白に「審議会委員公募」と朱書きするものとする。）

なお、提出された書類は返却しないものとする。

- (1) 応募申込書（別紙）
- (2) 履歴書（市販のもの、写真貼付）
- (3) 作文（意見・提言等800字以内、氏名記入、様式自由、パソコン入力可）
◎テーマ「福島県の医療について」

5 広報及び公募期間

(1) 広報

次の方法により、広く周知を図るものとする。

- ア 県のホームページへの掲載
イ 公募案内の公共施設（県関係施設、市役所、町村役場等）への掲示、配布

(2) 公募期間

公募期間は令和8年1月13日（火）から令和8年2月2日（月）までとし、郵送の場合は令和8年2月2日の消印あるものまでを有効とする。

6 公募委員の選考

(1) 選考方法

ア 審議会の公募選考委員を設置し、1次選考及び必要に応じて2次選考を経て公募委員を選考するものとする。

イ 1次選考については、応募者の提出書類により選考する。

ウ 2次選考を行う場合は、以下のとおりとする。

① 1次選考を通過した者については、2次選考の日程を別途通知する。

② 2次選考については、1次選考通過者に対し、面接を行うものとする。

(2) 選考委員

選考委員は、次に掲げる者とする。

ただし、選考当日都合により出席できない場合は、当該委員が指名する代理者が当該委員に代わって出席できるものとする。

ア 一次選考委員

次長（健康衛生担当）及び総室各課室長5名 計6名

※総室各課室長は、地域医療課長、健康づくり推進課長、医療人材対策室長、感染症対策課長、薬務課長とする。

イ 二次選考委員

① 政策監

② 次長（健康衛生担当）

③ 地域医療課長

7 選考結果の通知

選考結果は、郵送により応募者本人あて通知するものとする。

8 応募先及び問い合わせ先

福島県保健福祉部地域医療課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-7915 FAX 024-521-7926

附 則

この要領は、令和8年1月13日から施行する。